



スマートフォンで投資信託口座を開設できます！



ご来店不要で投資信託口座の開設が可能です。
ご希望によりNISA口座開設、つみたて投資（投資信託定期・定額購入サービス）も
同時にお申込みいただけます。

（ご留意事項）●事前に普通預金の口座番号および E メールアドレスをご確認ください。 ●本人確認書類として、マイナンバーカードまたは運転免許証＋通知カードが必要となります。 ●お届け住所が本人確認書類と異なる場合、変更手続きを事前にお済ませください。
※お申込みに際しての詳細なお申込み条件やご留意事項は、中国銀行ホームページにてご確認ください。

どれくらい節税
できるかチェック！



iDeCo
節税 シミュレーション



注意事項

この資料は、NISA、iDeCo、生命保険料控除、ふるさと納税、医療保険・生命保険に関する概要をまとめたものです。いずれの制度においても、この資料に記載した以外にもご留意いただきたい事項がございます。お申込みに際しては、店頭窓口にご用意している各種制度チラシまたは中国銀行ホームページを必ずご確認ください（ふるさと納税については、総務省ふるさと納税ポータルサイト等をご確認ください）。

- この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は、作成日時時点の税制にもとづいて作成しております。今後の税制改正等にもとない内容が変更になる可能性があります。なお、税金に関するご相談については、専門の税理士等にご確認ください。
- この資料の内容につきましては、情報提供を目的として一般的な法律・税制上の取扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いとなる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願いいたします。

〔非課税口座（NISA）についての注意事項〕

- 非課税口座は、全ての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません。
- 金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。「つみたて投資枠」で投資可能な金融商品は、税法上の公募株式投資信託のうち一定の商品要件を満たした商品のみです。「成長投資枠」では、信託期間が20年未満や毎月分配型、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託は投資できません。
- 非課税口座には非課税投資枠が設定されています。売却した分の投資枠（簿価）は翌年から再利用が可能です。非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失は税法上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- この案内は、作成時点における法令その他の情報にもとづき作成しており、今後の改正等により、取扱いが変更となる可能性があります。

〔個人型確定拠出年金（iDeCo）に関するご留意点〕

- 確定拠出年金に加入すると、原則60歳までお客さまの資産を引出すことができます。
- お客さまの運用成果が将来の受取額に反映されます。運用成果によって掛金元本を下回ることがあります。
- 口座管理などに必要な手数料はお客さまにご負担いただけます。

投資信託についての注意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の規定にもとづく支払い対象ではありません。
- 投資信託は委託会社が運用しているもので、当行が運用しているものではありません。
- 投資信託は、株式・債券・商品など（外貨建てを含みます）の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。
- 投資信託には、最大3.3%（消費税等を含みます）のお申込み手数料、最大年率2.42%（消費税等を含みます）の運用管理費用（信託報酬）、基準価額の最大0.5%の信託財産留保額、その他の費用（信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など）がかかります。

生命保険についての注意事項

- 生命保険は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行での保険商品のご加入の有無が、当行における他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 当行で取扱う生命保険商品は、株式・債券・商品など（外貨建てを含みます）の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により将来受取る年金額、死亡保険金額、解約返戻金等が変動し、投資元本を下回ることがあります。
- 当行がおこなう生命保険の募集は、お客さまと保険会社の保険契約締結の媒介をおこなうもので、保険契約締結の代理権はありません。
- 生命保険には、最大10.7%の契約初期（契約時）費用、最大年率0.517%（消費税等を含みます）の資産運用関連（関係）費用、最大年率1.4%の年金管理費、その他の費用（保険関係費用など）がかかります。また、費用などについては、保険商品および契約内容（条件）等により異なるため、具体的な数値や計算方法は表示されていない場合があります。

投資した資産の減少を含むリスクは購入されたお客さまが負うことになるため、お取引によって生じた損益はお客さまに帰属します。各リスク性金融商品の手数料、費用等の金額および手数料、費用等の全体の合計額およびリスク事項等は、商品ごと、保有期間等によって異なりますので、あらかじめお示しすることはできません。詳細については、当該商品等の契約締結前交付書面や投資信託説明書（目論見書）をよくお読みください。

株式会社 中国銀行 登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号（加入協会）日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

<https://www.chugin.co.jp>

詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。

（管統・第1542号・2023.12.1現在）

NISA

iDeCo

個人年金保険

医療保険・生命保険

税制優遇制度を利用して、将来に備えませんか？

子どもの
教育費

老後の
資金



モデルケース*1



年齢：30代
職業：会社員
年収：600万円
所得税10%
住民税10%を想定*2

毎月30,000円を制度をつかって
バランスよく積立した場合



積立時の税制メリット

iDeCo 24,000円 / 年
個人年金保険 6,900円 / 年

計30,900円 / 年の
税制メリット

節税

+

運用時の税制メリット

NISA・iDeCoの
運用益は非課税

節税

*1 想定モデルはイメージであり、実際とは異なることがあります。また、記載の税制メリットはあくまで試算であり、効果を保証するものではありません。
*2 給与所得控除、社会保険料15%、基礎控除を引いた額を課税所得とし、所得税・住民税を課税した場合の試算。その他の控除等については考慮していません。



2024年からのNISA 制度について記載しています。

・投資初心者
・少額からはじめたいかた

自分で商品とタイミングを
選んでほしいかた

老後資金をしっかり準備したいかた

加入年齢や積立期間・積立金額を
自由に設定したいかた

万が一への備えを準備したいかた

生まれた故郷や応援したい
自治体に寄付をしたいかた

概要・イメージ図
*3

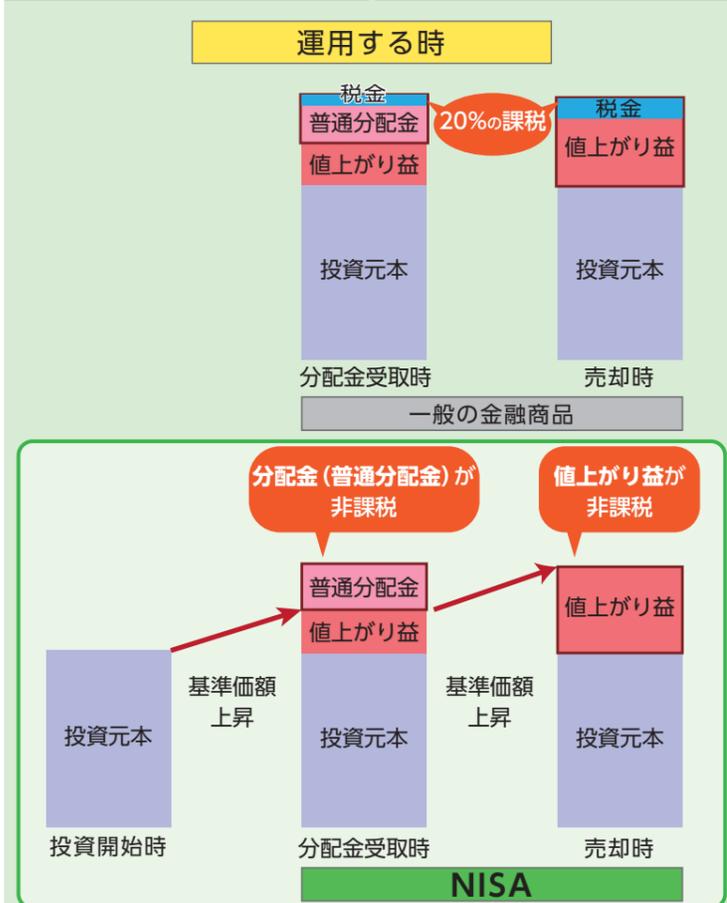
税制メリット

NISA

つみたて投資枠 成長投資枠

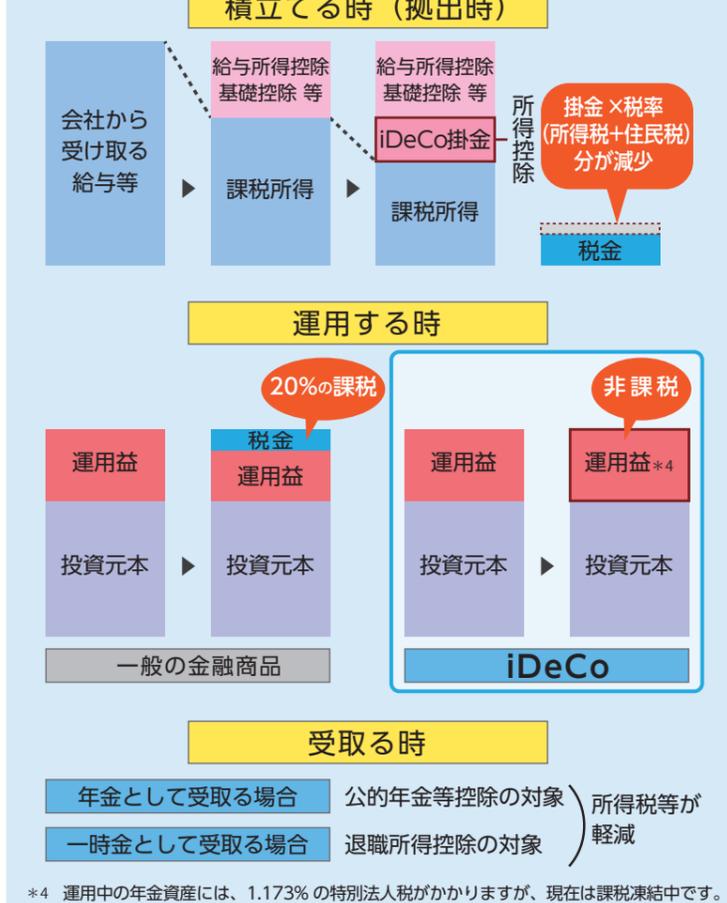
長期の積立・分散投資に適した株式投資信託の配当所得・譲渡所得が非課税になります

「株式投資信託」「上場株式」などの配当所得・譲渡所得が非課税になります
※一部対象外の金融商品があります



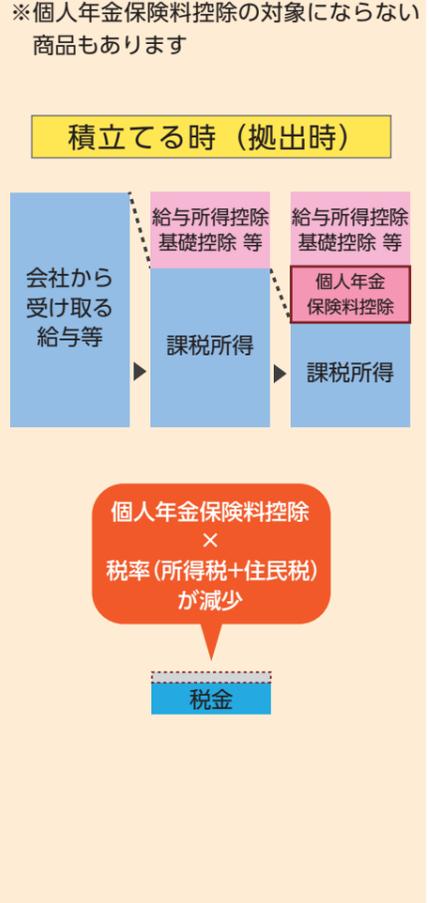
iDeCo

掛金全額を所得から控除でき、運用益は非課税になります
受取時も優遇があり一定額までは税金がかかりません



個人年金保険

1年間の支払保険料の一定額を所得から控除できます
※個人年金保険料控除の対象にならない商品もあります



介護・医療保険 一般生命保険

1年間の支払保険料の一定額を所得から控除できます
※介護医療・一般生命保険料控除の対象にならない商品もあります



ふるさと納税

自分で選んだ自治体に寄付(ふるさと納税)をすると、寄付額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除されます
※一定の上限はあります



拠出時	—	
運用益	節税 非課税	
受取時	—	
年間限度額 または控除額	年間 120 万円	年間 240 万円
	総額 1,800 万円 うち 1,200 万円	
中途換金	可	
WEB サイト	中国銀行ホーム>個人のお客さま>商品・サービス >資産運用>少額投資非課税制度(NISA)	

拠出時	節税 拠出額全額が所得控除 ※年末調整または確定申告が必要
運用益	節税 非課税(加入期間中)
一時金	節税 退職所得控除(分離課税)
年金	節税 公的年金等控除(雑所得)
年間限度額 または控除額	拠出限度額:年間 14.4~81.6 万円 職業・加入している年金の制度により異なります
中途換金	原則 60 歳まで不可
WEB サイト	中国銀行ホーム>個人のお客さま>商品・サービス >保険・年金>個人型確定拠出年金(イデコ)

拠出時	節税 支払金額に応じた個人年金保険料控除 ※年末調整または確定申告が必要
運用益	—
受取時	お受取り方法により異なります
年間限度額 または控除額	個人年金保険料控除(利用には所定の条件があります) 所得控除限度額 所得税 4 万円:住民税 2.8 万円*5
中途換金	可(返戻金が払込金額を下回る場合があります)
WEB サイト	中国銀行ホーム>個人のお客さま>商品・サービス>保険・年金>年金保険

拠出時	節税 支払金額に応じた介護医療・一般生命保険料控除 ※年末調整または確定申告が必要
運用益	—
受取時	お受取り方法により異なります
年間限度額 または控除額	介護医療・一般生命保険料控除(利用には所定の条件があります) 所得控除限度額 所得税各 4 万円:住民税各 2.8 万円*5
中途換金	可(返戻金が払込金額を下回る場合があります)
WEB サイト	中国銀行ホーム>個人のお客さま>商品・サービス>保険・年金>医療保険

拠出時	節税 寄付金控除 ※原則、確定申告が必要(ふるさと納税ワンストップ特例制度あり)
運用益	—
受取時	お受取り方法により異なります
年間限度額 または控除額	控除上限額は収入や家族構成によって異なります
中途換金	—
WEB サイト	総務省 ふるさと納税ポータルサイト

*3 運用益はイメージであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

*5 住民税の所得控除限度額は合計 7 万円となります。